	関税率表第6302・22号、第6302・32号、第6302・53号、第6302・93号、第6303・92号又は第6304・93号に掲げる物品のうち 不織布製のもの以外のもの						
59	関税率表第6405・10号の３、第6405・20号又は第6405・90号の２に掲げる物品	はき物等及びこれらの部分品	619,140	263,172	千円	0.0	平成22年５月18日適用停止 中華人民共和国
60	関税率表第66・01項又は第6603・20号に掲げる物品	傘及び傘の部分品等	49,566	5,098,918	千円	0.0	平成22年５月18日適用停止 全特恵受益国等
61	関税率表第67・02項に掲げる物品	人造の花、葉等及びこれらの部分品	1,845,977	754,082	千円	0.2	平成22年５月18日適用停止 中華人民共和国
62	関税率表第70・18項に掲げる物品	ガラス製のビーズ、模造貴石等	364,604	98,245	千円	0.0	平成22年６月16日適用停止 中華人民共和国
63	関税率表第71・13項に掲げる物品	身辺用細貨類及びその部分品	5,955,645	931,022	千円	0.4	
64	関税率表第7117・19号、第7117・90号の１又は第9113・90号の２の⑴に掲げる物品	身辺用模造細貨類	1,507,466	299,936	千円	0.2	（中華人民共和国） 287,817千円
65	関税率表第7202・11号又は第7202・19号に掲げる物品	フェロマンガン	21,312,446	4,234,343	ＫＧ	0.8	
66	関税率表第7202・30号、第7202・50号、第7202・70号、第7202・80号、第7202・91号又は第7202・92号に掲げる物品 関税率表第7202・99号に掲げる物品のうち りん鉄以外のもの	フェロシリコマンガン等その他のフェロアロイ	50,543,345	30,299,286	ＫＧ	0.8	平成22年５月18日適用停止 インド
67	関税率表第7202・49号に掲げる物品	フェロクロム（炭素の含有量が全重量の４％を超えるもの以外のもの）	23,881,221	1,368,400	ＫＧ	0.6	
68	関税率表第7202・60号に掲げる物品のうち ニッケルの含有量が全重量の33％未満のもの	フェロニッケル（ニッケルの含有量が全重量の33％未満のもの）	3,508,186	126,000	ＫＧ	0.0	
69	関税率表第7202・60号に掲げる物品のうち ニッケルの含有量が全重量の33％未満のもの以外のもの	フェロニッケル（ニッケルの含有量が全重量の33％未満のもの以外のもの）	1,145,018	126,000	ＫＧ	0.0	
70	関税率表第7403・11号、第7403・12号又は第7403・13号に掲げる物品 関税率表第7403・19号に掲げる物品のうち 精錬用のもの（銅の含有量が全重量の99.8％以下のものに限る。）以外のもの	精製銅	49,136,429	0	ＫＧ	0.6	
71	関税率表第7407・10号、第7407・21号、第7408・11号、第7408・19号又は第7408・21号に掲げる物品 関税率表第7407・29号の２又は第7408・29号に掲げる物品のうち 銅・すず合金（青銅）のもの	銅の棒、形材及び線	5,581,056	395,153	ＫＧ	0.0	
72	関税率表第7409・11号、第7409・19号、第7409・40号、第7409・90号、第74・10項又は第7411・10号に掲げる物品	銅のはく及び精製銅の板、管等	6,216,095	937,835	千円	0.0	（中華人民共和国） 937,835千円
73	関税率表第7501・20号の１又は第7502・10号に掲げる物品	ニッケルの塊	30,281,753	1,885,551	ＫＧ	0.6	
74	関税率表第76類に掲げる物品	アルミニウム及びその製品	11,694,260	4,070,050	千円	0.0	平成22年５月18日適用停止 中華人民共和国